

くさつまち



議会だより

発行/草津町議会 〒377-1792 群馬県吾妻郡草津町大字草津28 0279-88-7191 編集/草津町議会だより編集委員会



草津温泉バスターミナル町民憲章碑前「足湯」

主な内容

- 12月定例会でこんなことが決まりました …… 2～3ページ
- 6人が町へ提案（一般質問） …… 4～8ページ

第十一回定例会
 十二月六日～
 十二月十日

12月定例会

決まりました」

◆第11回12月定例会開催（12／6～12／10）◆

平成二十二年草津町議会第十一回定例会が十二月六日から十二月十日までの五日間にわたり開催され、条例の一部改正、補正予算など十六議案が上程されました。議案については各担当委員会へ審議を付託し、慎重審議の結果、原案のとおり可決されました。

最終日の一般質問では六名の議員が質問を行ない、町の考えをただしました。

条例改正

○ベルツ温泉センターの管理及び利用料条例を廃止する

条例

ベルツ温泉センターの事業を廃止し、保育園の移転を核とした施設の用途変更を実施するにあたり、「ベルツ温泉センターの管理及び利用料条例」を廃止するものです。

○外国の地方公共団体の機関等に派遣される職員の処遇等に関する条例の一部を改正する条例

国家公務員の国際機関等への派遣制度についての人事院規則が改正されたことともない、一般の派遣職員の給与の算定方法について、派遣期間中の給与年額と派遣先機関からの報酬年額との合計額が、外務公務員給与に相当する給与年額を超えないようにするため、派遣期間中の給与の支給割合を百分の七十未満にも設定できるよ

うにするもの及び、企業職員または単純労務職員である派遣職員の派遣期間中の給与についても、一般の派遣職員の取扱いを参考にして定められるべきとする趣旨のものです。

その他の議決事項

温泉引用許可について

「リプレックス草津管理組合法人」から、リゾートマインションである「リプレックス草津」に対して、万代源泉、毎分六十秒の温泉引用許可申請です。

温泉引用許可について

「株式会社徳山商事」から「(仮称)アトリウム草津」に対する旅館営業として、万代源泉、毎分三十九秒の温泉引用許可申請です。

12月定例会

「こんなことが

温泉引用増量許可について

万代源泉、毎分六十九リットの温泉引用許可を受け、現在営業中である「つづじ亭」に対して、毎分六リを増量し、増量後の許可湯量を毎分七十五リにしようとする増量申請です。

温泉引用増量許可について

万代源泉、毎分六十五リットの温泉引用許可を受け、現在営業中である「ホテル望雲」に対して、毎分三十リを増量し、増量後の許可湯量を毎分九十五リにしようとする増量申請です。

報告事項

次の事項について、報告を受けました。

○温泉引用者の名義変更について

みなさんからの陳情書はつぎのとおりとなりました

件名	委員会	審査結果
消費税増税をしないことを国に求める意見書採択の請願書	総務観光	趣旨採択
T P P 参加に反対する請願	総務観光	継続審査

「請願書・陳情書の提出には押印が必要です！」

請願・陳情は、町政などについて皆さんが、直接町議会に要望ができる制度です。

- 町議会に対する請願書の提出には、紹介議員が必要です。
- 陳情は、請願とほぼ同じ扱いですが、議員の紹介なしで提出できます。
- 採択となった請願・陳情について、執行機関は実行の義務はありませんが、議会の意思として十分に尊重されています。

請願・陳情の書き方

次の事項の記載をお願いします。

(決まった書式はありません)

- ①請願（陳情）の表題・趣旨・理由
- ②提出年月日
- ③請願（陳情）者の住所・氏名・印
- ④請願の場合は、紹介議員の署名押印
- ⑤連名の場合は代表者を記入し、名簿を添付する。
- ⑥あて先・・・草津町議会議長

《請願書の書式例》

平成 年 月 日

草津町議会議長 様

請願者 住所
氏名 印
(ほか○名)

紹介議員(署名押印)

○○○に関する請願書

請願の趣旨 _____
請願の理由 _____

《陳情書の書式例》

平成 年 月 日

草津町議会議長 様

陳情者 住所
氏名 印
(ほか○名)

○○○に関する陳情書

陳情の趣旨 _____
陳情の理由 _____

一般質問

黒岩 卓 議員

屋根からの落雪対策について

冬期における町内観光の大きな問題の一つに屋根からの落雪対策が上げられます。町の玄関口であるターミナルはもとより、町内の通りのあちこちに落雪注意の看板が立てられ、上を見るといまにも落ちそうな大きなつららや屋根から張り出した氷が目に入り、身の毛もよだつ思いをしたことがあるのは私だけではないと思います。お客様に優しい安全・安心な町づくり、歩きたくなる町づくりには程遠いものがあり、心のこもったおもてなし以前の問題であります。お客様の安全こそ草津町民の生活の糧であるという認識に立って、町並み整備等補助金の活用を含め、予算措置を講じていただきたいと思いますが、町長のご見解をお聞かせください。

町長 冬期間における町内の屋根のせり出した雪・氷・つらら等を歩行者が見ながら通行しているのが実態であり、私も危険度というものには認識しております。平成十八年の大雪のときには、

一月十二日に気温が上昇し、屋根からの落雪のおそれがあることから、職員によるパトロールを実施したとのことでして、落雪のおそれのある建物所有者には口頭、電話にて対策をとるようお願いしたことがございます。今後においても、そのような状況になればリアルタイムで町としてもさまざまな啓蒙活動に取り組んでまいりたい。また、屋根の雪処理補助金につきましては、町単独でできるといふことはかなり難しい事情がございます。国・県の事業での対応が可能かどうか県当局とも協議を行い、検討して参りたい。

グループホーム等高齢者対策について

近年、独居高齢者の孤独死が社会問題となっており、私

たちの周りでも現実の問題として悲しい出来事が起きています。草津町には公的な介護施設やグループホームがありません。ふだんは元気なお年寄りも冬になると雪かき、雪

おろし、買い物やふる等々、日常生活にも支障を来す状況に追い込まれてしまっています。障害を持つ方々にとつてはなおさらのことです。冬の間だけでも入所できる施設がほしいという声をよく耳にします。弱者に優しい福祉のまち草津を目指して、早急な公的施設の整備が必要だと思えますが、町長のご見解をお聞かせください。

町長 高年齢者対策としての公施設を。

町で行うと、基準を満たす施設の整備やそれに伴う入居費用の増加、有資格者の配置などの運営面でも多くの課題があります。また、障害を持つ方々に対する施設について、今後も委員会で勉強会を開き協議をして参ります。いずれにしても一町村だけでは中々解決できない状況で

ですので、西吾妻などの広域での範囲で協議をしたい。

上坂 国由 議員

保育料の軽減について

あおぞら保育園の改修工事も進み、町長の観光と福祉の両立を目指す姿勢が形づけられ、草津町の児童福祉に明るい方向性を見出す中、保育に關しての施設面での安心・安全は確保されつつあると感じます。しかし、まだ草津町住民の子育てに対する不安には、景気不安を背景に保育料金の心配があるのも事実です。国の基準額より草津町は階層別保育料およそ五〇%減、また同時に保育されている第二子は七十五%減、さらに第三子は無料となっております。しながら、核家族化が進む現代に、第一子、第二子、第三子などの同時保育の確立での保育料軽減を受けるのには確率的に低く、また単独保育児童のお子様を通わせる上での経済的不安は、少子化対策・

児童福祉対策の意に反しているように思います。

財政難の中、群馬県南牧村の無料化のように、草津における、年間約千七百万円の保育料金全額負担はまだまだ厳しいと思えますが、同時入園の規定等の柔軟化や階層別保育料の軽減などが子育て世代の不安解消につながるのではないのでしょうか。早急な児童福祉支援策、少子化対策が望まれる中、町長のご意見と、もし実施計画があれば、実施の可能性の時期をお聞かせください。

町長 二お子さんが三人以上いる世帯に対する保育料の軽減措置につきましては、草津町

を含む多くの市町村では同時に三人のお子さんが保育園に入園している場合には、三人目のお子さんについては保育料を無料とする規定となっております。そのような状況の中、県内では七市二町村で、同時に入園していても三人目のお子さんを無料とする措置がとられております。なお、草津町の保育料につ

きましては、国の基準と比較しておおむね五〇%の減額になっております。また、同時に二人のお子さんが入園している場合は、ほとんどの市町村が五〇%の軽減措置をとっておりますが、草津町では七十五%の減額を行っております。

このように、草津町の保育料につきましては、他町村と比較しても保護者世帯に配慮したものとなっております、今後も、大変厳しい町財政ですが、より良い保育運営を目指して、総合的に判断して参りたい。

安全・安心の街づくりとして冬と夜の道路対策について

草津町も冬シーズンを迎え、雪の対策にも備えなくてはならない時期になり、道路融雪事業などによる道路融雪対策が設備され、町の主要道路及び外周道路設備がなされてきています。しかし、町全体においては、財源状況や技術的な問題等により、まだ危険箇所も解消がなされていない場所も目立ちます。そこで、少なくとも通学路や歩道の除雪、

道路凍結の予防・防止についてどのような対策をお考えかをお聞かせください。

また、外周地域における道路の暗さにも不安の声を聞きますが、防犯、凍結箇所の発見のためにも、財政的に厳しい状況の中でも、必要な場所の街灯設置や電気色の変更などが安全確保上必要だと感じます。今後の町の対応、対策をお聞かせください。

町長 Ⅱ この冬の除雪については、特に私は力を入れたいということ、土木課、そして町内委託業者の皆様にご協力いただき、降雪十センチを目安に出動し、通勤・通学に支障のないように実施する体制をとっておりますが、大雪の場合には、除雪の遅れ等で迷惑をお掛けしますが、最小限にとどめるよう行政としても取り組んでまいりたい。出勤にあたっては土木課の職員との交代で、午前二時、四時に降雪状況、道路の凍結等の状況等を監視し、除雪、砂散布出動の指令を出す体制をとっております。また、その他凍

結危険箇所に、町民の方に散布していただくよう町内約六十カ所にスリッパ止め砂袋を設置しておりますが、さらに要望があれば対応いたします。

道路融雪事業につきましては、各区からの要望が多い中、熱源の確保のできる箇所、熱源が確保できない通学路となっている箇所を優先的に今年度も三路線を実施しておりますが、今後も熱源の確保ができる箇所から実施をしたい。

外周道路の外灯については、防犯灯として五百二十基を設置し管理を行っております。財政事情の厳しい中ではあります。各区より要望が出された場所については、できるだけ設置ができるよう努力をしております。

市川 栄一 議員

学校給食費の未納対策について
学校給食については、学校給食法の規定によりまして、食料費については保護者が負

担することと定められていますが、少子化対策及び子育て支援の取り組みとして、義務教育に係る保護者の負担軽減を図るために、給食費の三分の一の公費負担、補助を実施しております。こうした町の温かなご配慮にもかかわらず、昨今支払い能力がなくなりながら、この学校給食を支払わない保護者があり、各学校や教育委員会が対応に苦慮していると聞いております。未納のために、きちんと支払いをしていない児童・生徒の食料を落とさなければならぬといったことは許されぬことです。経済的理由というような保護者もあることとは思いますが、払えるのに払わない、経済的な問題がないと思われるにもかかわらず、その義務を果たしていない保護者が存在するようでございます。文部科学省の過去の調査によりますと、学校の認識として、未納の原因は保護者としての責任感や規範意識であるとの回答が約六〇%を占めているというところでございます。我が町における学校給食費の未納となっ

ている金額と未納率、そして、この未納の原因はどのようなことであると分析しているかを伺います。未納対策として、経済的理由によって払えない保護者に対する対策と払えないに払おうとしない保護者に対する対策について、どのようなことをお考えか伺います。未納の状態です卒業してしまつた未納者の対策はどうなっているのかお伺いいたします。

教育長 Ⅱ 平成二十一年度末現在で、過年度分を含めまして小学校で十八名、五十四万二千九百十円、中学校で二十名、五十万五千三百九十円が未納となっております。未納者の状況は、大部分は経済的な理由によるものと思われませんが、中にはその他の理由で未納となっております方もおると思いますが、給食費の納入に關しましては、現年度分は口座振替による納入をお願いし、振替不能者には、定期的に納入のお願いをしております。過年度分、卒業してしまつた子供たち、保護者の方等についても、定期的な催告書、あるいは電

話等によってお願いをする
とともに、必要に応じては訪問
を行って、未納解消に努めて
おります。

給食費については、草津町
では平成十八年から保護者の
負担軽減ということで公費負
担を行っているわけですけれ
ども、今後もこの公費負担を
継続していくためにも、給食
費に対してのご理解をいただ
けるよう保護者への周知徹底
を図り、未納解消に向けて取
り組んでまいりたい。

山田 英器 議員

**今後の草津町における教育ビ
ジョンについて**

私が議員になり、教育の関
係ではさまざまな質問を今
までさせていただきました。
ハード面では小学校のトイレ
改修の件、また耐震補強の件
など、そのたびに迅速な対応
をしていただきありがとうございます
しました。

一、今後の草津町における子
供たちの十年間の将来ビジョ
ンについて。

二、今町長の構想にもあるか

と思いますが、小・中学校の
建てかえ、また小・中一貫教
育について、教育委員会独自
の構想、また教育長独自の考
えをお聞かせください。

教育長 草津町における子供
たちの十年間の将来ビジョ
ンについて、まずハード面
についてお答えします。学校
施設につきましては、今年度
児童・生徒の安全確保という
喫緊の課題として、小・中学
校の耐震補強を実施させてい
ただきました。このことによ
り、地震による災害に備えが
できましたが、ご承知のとお
り小・中学校とも築三十年以
上経過をしていることから、
今後も継続して維持補修的な
ハード面での整備は欠かせな
いものと思っております。

こうした現状とこれまでに
施した耐震補強やトイレ改修
整備等との投資事業との兼ね
合いを踏まえ、教育委員会と
しては今後、十年間は現有施
設を維持させつつ、老朽化し
た学習環境面として、教室
等の整備や時代に即応した情
報教育等の特別教室の整備な

ど、年次計画により適切に推
進し、より快適な学習環境を
提供できるように努めてまい
ります。

また、ソフト面のビジョン
については、きめ細かな教育
を行うための体制整備を図る
べく特別支援員等の配置など
人的投資を初めとし、支援を
怠ることなく推進し、草津町
の子供たちの基礎学力の定着
や、健康な体と豊かな心の育
成、児童・生徒一人一人の個
性や能力を伸ばし、その夢を
はぐくむ取り組みをしてまい
りたいと考えております。

次に、小・中学校の建てか
え及び小・中一貫教育にかか
わる構想についての教育委員
会としての独自の将来構想に
ついて、基本的には将来を見
据えて、小学校、中学校の統
合型施設をつくるのが教育
環境の観点、また学校の安全
管理の面からしても望ましい
のではないかと考えておりま
す。統合型の施設にすること
により、小・中学校が連携し
九年間の義務教育課程におい
て、子供たちの多様な資質や、
能力を伸ばす学習指導、生徒

指導などが可能となる教育環
境の構築が期待されると考え
ております。

草津町の未来を担う子供た
ちが健やかに成長できるよう
に今後も努めてまいりたい。

観光局立ち上げについて

以前から観光局の立ち上
げについて議論はなされて
いますが、平成二十三年度当
初予算に、観光局につき何か
しらの予算計上はあるのか。
例えば立ち上げ準備金など
の予算計上はあるのか質問
いたします。

町長 この町の観光を機能さ
せるには、観光局は必ず必要
であるという確信を持ってお
りますので、その設置に向け
て最大限の努力を町としても
していきたいと思っております。
また、二十三年の予算に何
かしらの予算計上があるのか
ということですが、現状では
組織の形態、観光局の場所等
が決まっておりませんので、
設立準備の事務費程度の計上
になると思えます。二十三年

度中の設立に至るようでした
ら、必要に応じて年度途中で
予算の補正をさせていただい
ればと思えます。

羽部 光男 議員

**住宅リフォーム助成制度の創
設について**

町の「広報いでゆ」十一月
号お知らせ欄に、草津町小規
模工事等契約希望者登録制度
開始のお知らせという記事が
ありました。この制度は、地
方自治法第二百三十四条に基
づく随意契約の創造的な運用
を図ることを目的に自治体が
設けているもので、自治体が
発注する土木、建築、電気、
内装仕上げ、板金、塗装、ガ
ラス、造園など多岐にわたる
小規模工事に、今まで指名競
争入札の参加資格登録をして
いなかった人も登録できると
いう制度です。これは、一九

九九年ごろから各地の中小建
設業者が不況から経営と生活
を守るためにということが始
めた運動が実った制度である
と聞いております。

この広報によるお知らせが出てからまだそう時間がたっておりませんので、これに対する反応はどんなものかははっきりしないかも知れませんが、現在の状況、何かわかっているればお知らせください。

先ほど紹介した小規模工事等契約希望者登録制度では、業者が登録をしてお客様を待つという、システムになつておりますが、住宅リフォーム助成制度は、お客様の意向があつて事業が展開されるということなので、経済効果が早く上がると言われております。さらに工事が進行するにつれて、大工さんの、工務店の人手が足らなくなったので人手をふやしたとか、あるいはそれに関連する工事がふえた、あるいは改装ができたお披露目で仕出し料理の発注がふえたなどという事例も紹介されております。この経済波及効果というのは各地でいろいろ確認されております。例として、岩手県の宮古市では、三億五千万円の市の助成の金額に対して二十四億円の波及効果を見込んでいるという計

算をされております。また、兵庫県の明石市では、昨年の経済波及効果を十一倍と算出しているそうです。町ではいろいろ財政の運用の中で、公共投資というのが当然必要なので、町で行う公共投資というのは経済波及効果があつてこそ、町民のため、の施策であると思ひます。ちようど今、来年度予算の編成に取りかかつておられる時期です。この機会にぜひこの制度もご検討いただき、町の活性化に向けた町政運営ができることを希望いたします。

町長 II 小規模工事等契約希望者登録制度の状況ですが、九月定例議会においてご提案をいただきました小規模工事の登録制度につきましては、公共工事の発注が少なく受注機会が減少している中、まさに時を得た制度であり、草津町小規模工事等契約希望者登録制度としてすぐに対応をさせていただきます。十一月十五日から受け付けをさせていただきます、建設業、役務提供を含め現在九名の申請を既に受

けており、本制度が有益に展開されることを私としても強く望んでおります。また、ご提案の住宅リフォーム助成制度ですが、全国で約一〇%の自治体がこの制度に取り組んでおり今後実施する自治体が増加することが予想されます。

公共投資は経済波及効果があつてこそその施策であります。草津町においても改築を計画している町民の方々もたくさんいらっしゃると思いますので、今般、小規模工事を登録されている方にも新たな制度により事業参加の機会がふえることは、町内経済の活性化にも効果があり、大変よい事業であると町も考えております。

本制度の実施につきまして、今後財政状況も考慮しつつ対応を検討して参りたいと考えております。

竹 瀨 康 弘 議員

介護保険とサービスについて
介護保険は、平成十二年に

スタートしてもう十年が経過しておりますが、介護保険料の改定が現在俎上に上つており、厚生労働省では、現行の四千六百六十円から二年後の平成二十四年には、全国平均で月額五千二百円になるという試算を出しています。

草津町も例外でなく、軽度要介護者の利用増加などによって、介護保険財政が逼迫していると聞いております。逼迫しているとも介護する方々の介護報酬など処遇の改善も必要、予防としての保健事業も重要でしょう。町として保険料とサービスの関係をどのように考えているのか、お聞かせください。

町長 II 草津町においても高齢化率も年々上昇し、給付費もふえている状況にありますが、幸いにも、現状ではサービスが落ち着いてきている状況にあります。昨年の介護保険料の見直しでは、保険料を据え置くことができました。平成二十四年度からの新たな保険料を算出するわけでございますけれども、

できれば私は上昇させたくない方向でいきたいと考えております。今後の給付費の推移を注意深く見守りながら、生活機能が低下しているおそれのある方を早期に発見するための介護予防施策を充実させながら、保険料を抑制していく方向で考えていきたい。

地域福祉計画、今後の福祉について

地域福祉計画は、高齢者の孤立の防止、地域住民の見守り活動などの地域福祉の方針を定めるものですが、今年の三月時点で、県内では前橋、高崎をはじめとする八市と嬬恋、片品の二村が策定しております。草津町では、地域福祉計画の策定のメドはどのようになっているのかお聞かせください。

町長 II 地域福祉計画については、未だ全国的に進んでいない状況にあります。草津町としても策定未定としており、現在福祉計画に関連する計画だけで老人福祉計画、介護保

除事業計画、障害者計画、障害福祉計画、次世代育成行動支援計画、健康くさつ二十一等の計画が策定されており、国としての理念は理解ができませんが、計画ばかりを地方に作らせ、目標ばかりを掲げさせても有効な事業にはつながらないとの見方もあります。地域福祉計画については、現在ある計画で対応させていただき、もう少し状況を見ながら検討していきたいと考えております。

景観条例と教育について

現在、景観法に基づく景観条例の策定が進んでおりますが、来年度が景観条例元年になるのでしょうか。その進捗状況と今後の日程をお聞かせください。

また、国土交通省が後援している「都市景観大賞」があります。「都市空間部門」と「景観教育・普及啓発部門」を募集しています。このような賞に応募して、小中学生に景観に関する教育をされてはいかがかと考えておりますが、検討をお願いします。

町長「景観法に基づく景観条例の制定作業の進捗状況につきましてはは現在、街なみ環境整備方針の策定及び事業計画策定に関する業務を行っており、景観計画の策定及び景観条例の制定に必要となる現地実態調査、住宅等の修景に関する基本方針等検討しているところです。

今後の予定は、湯畑地区の後、泉水地区、滝下地区、地藏地区、中央商店街と話を進めてまいりたい。「都市景観大賞」という賞は、都市パブリックデザインセンターという財団法人が実施をしており、「都市空間部門」と「景観教育・普及啓発部門」があります。

「都市空間部門」については、湯畑整備や景観条例の制定等の進捗を見ながら応募することもできますが、「景観教育・普及啓発部門」については、現時点では実績がないので応募ができない状態でございます。

小・中学生に景観に対する学習の場を提供するということは大変意義あることだと思います。

いますが、小・中学校の現在のカリキュラムの中にそれを組み入れたらどうか検討していかねばいけないと思います。



市町村議会議員

総務大臣感謝状贈呈



議員在職三十五年以上

宮崎 謹一 議員

十月十五日に開催された平成二十二年度都道府県議会議員及び市町村議会議員の総務大臣感謝状贈呈式において、宮崎謹一議員が議員在職三十五年以上の総務大臣感謝状を受賞されました。

益々のご活躍を祈念いたします。

編集後記

十二月定例議会が終わり、あとは三月定例議会を残すのみとなりました。(臨時議会を除く)

四月には統一地方選挙があります。今後の四年間を町民の代表として働く議員を選ぶ、大切な選挙です。

この時期になると、いろいろな思惑と動きが伝えられてきます。

しかし、事実でないことを事実のように社会に流布し、他人の政治活動を妨げ、あるいは妨げようとする行為は慎むべきです。

こういう時こそ、町民の一人一人が、公正で堂々とした政治活動を行なうことが求められているのではないのでしょうか。

特に、議会人を目指すものにとっては、一層の努力と精進で、選挙民に恥じない活動が望まれる時期なのです。

◇議会にふれてみませんか◇

◎定例会は3月7日(月)に開会される予定です◎

- 議会の傍聴（実際に議会を見て聞くこと）は議案審議や一般質問などをつうじて議会を身近に感じていただくとともに、町政のうごきを知る、最も良い方法です。
- 傍聴席は役場4階の議場後方にありますので、住所・氏名・年齢を記入いただき傍聴ください。

議会に対するご意見・ご不明な点がありましたら

役場議会事務局(役場四階) TEL.88-7191までお問い合わせください。